



Title	「地域に根ざした保健活動をめざして」：中核市・東大阪市における現状と課題
Author(s)	藤田, 雅子
Citation	大阪公衆衛生. 2009, 80, p. 3-4
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/83413
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

ました。他の団体ではない行政自身がやらなければならないこと、また、行政しかできないこと、この2つに着目して取り組む必要があります。

本市における健康づくりの推進は、「健康たかつき21」で掲げているように市民、NPO、行政、医療保険者などあらゆる関係団体がネットワークを構築し、それぞれが主体的に、積極的に健康づくりに取り組んでいく事としています。

市民が健康で文化的な最低限度の生活を有するため、ネットワークの中で「民間」や「NPO等」ではない「行政」しかできない役割をどのように担っていくのか。その「役割分担」の明確化が重要なキーワードのひとつになるのではないのでしょうか。そして、そのことを推進するためには「情報提供」が必要です。市民や団体が健康づくりに取り組もうとした場合、何が課題でどのような

部分を担ったらよいかを知ることから始めなければなりません。そのために、行政で把握している市民の健康状態やその課題を広報やHPなどでオープンにして市の課題を市民と共有することが大切です。そしてそれらの事に取り組もうとするとどうしても単体では限界があります。その限界を超えて活動を広げるためには「たて」や「よこ」のネットワークの構築が必要です。それが健康づくりの「環境整備」です。

これらの「役割分担」「情報提供」「環境整備」に着目しながら、どのように効果的な市民サービスを行っていくのが課題です。

そのために、今一度既存の業務をあらゆる面から精査して取り組むべき方向性を見出し、地域に根ざした健康づくりや持続可能なまちづくりを進めていきたいと考えます。

「地域に根ざした保健活動をめざして」

— 中核市・東大阪市における現状と課題 —

東大阪市保健所 健康づくり課 藤田 雅子

1. はじめに

東大阪市はS58年4月に保健所法に基づく政令市となり、大阪府から旧枚岡保健所および旧布施保健所の2保健所の移管を受け、S59年4月には中保健所がオープン、3保健所体制で市町村業務と保健所業務を一体化した保健活動の開始となった。

H12年4月には、健康危機管理への対応、施策の企画調整、衛生監視業務の迅速効率化を図るため、対物保健サービスを保健所に集約、対人保健サービスを保健センターで提供する、1保健所3保健センターに組織編成された。

その背景には、老人保健法の施行、保健所法が地域保健法にかわり、健康増進法、介護保険法、障害者自立支援法、医療制度改革と新法の施行や法改正がある。

それに伴い保健所・市町村業務が目まぐるしく事業の体制や内容が変わり、保健師も多様化専門化がもたらされてきた。

そこで、これまでの地域保健活動を保健師の業務体制、活動内容から振り返り、課題を明らかにし、地域保健活動のあり方を検討したい。

2. 東大阪市保健活動の変遷と課題

1) 市町村事業として

- ・成人病予防事業・・・住民健診+循環器検診
- ・婦人の健康づくり事業・・・地区組織育成事業（健康体操教室）
- ・公害保健福祉事業・・・家庭訪問、転地療養事業

2) 東大阪市に保健所誕生

- ・府から2保健所移管、翌年中保健所が開設、東・中・西の3保健所体制で
- ・公衆衛生の拠点として市民に密着した保健所

としてすべての保健事業を

- ・地区住民を対象に健康増進、疾病予防、リハビリテーションと健康のあらゆる側面に保健サービスを

3) 保健所と保健センターに衣替え

- ・1保健所は対物サービス、3保健センターは対人サービス

- ・対人保健事業は保健所健康づくり課で企画、保健センターで実施、専門職を健康づくり課に配置し、企画と事業実施の役割分担？

- ・介護保険制度がはじまり、寝たきり老人(？)、認知症などの治療や介護が必要な人は介護保険の対象、保健所は老人保健の予防事業を担う

4) 感染症業務の保健所へ集中化、他部署へ保健師等の配置

- ・感染症担当を健康づくり課に集中し、対人サービスも実施、業務担当となる

- ・保健センターでは、児童虐待対策が急務となり、個別対応、予防事業の増加

- ・健康日本21東大阪計画「健康トライ21」

- ・介護予防事業の「地域介護予防教室」を高年齢介護課から執行委任

- ・保健師が職員健康室、子育て支援課、国保担当保険管理課

- ・栄養士が法人指導課、精神保健福祉士が障害者支援室

5) 保健センター保健師に業務担当制を導入

- ・老人保健法から健康増進法に

- ・健康診査・保健指導は医療保険者に

- ・地域組織活動は対象別事業別

- ・地区活動を進めるために業務担当制

3. 検討課題

- 業務形態(業務担当制で地域活動を)

- 地域を「みる、つなぐ、動かす」

- 地区丸ごと、病気を持った人も元気な人も大人も子供も、サービスを受けている人受けていない人を視野に入れて

- 地域の資源やシステムの活用

市民とともに取り組む「健康さかい21」

堺市における健康づくり自主活動グループの育成・支援

堺市健康増進課

中出 幸子

1. 堺市の概要

平成17年2月に美原町と合併し平成18年4月1日、15番目の政令指定都市となりました。人口約83万人、高齢化率は20.7%です。市の組織は市内7区に8ヶ所の保健センター、市役所本庁内に1ヶ所の保健所があります。

2. 健康さかい21

平成14年度に国の健康増進計画「健康日本21」の地方計画として、「健康さかい21」を策定しました。市民主体、ヘルスプロモーションを理念とし、健康寿命の延伸、市民の生きがいと幸せな人生を目的として、7分野(栄養・食生活、身体活動・運動、休養・こころの健康、たばこ、アルコール、歯の健康、健康チェック)を重点

取り組み課題としています。平成19年度に中間評価を行い、平成24年までの5年間の新たな計画「新健康さかい21」を策定しました。保健センターでは区域別行動計画を作成し、それに基づき各分野の生活習慣病予防の取り組みを推進しています。

3. 健康づくり組織育成事業

「健康さかい21」の取り組みとして、平成14年度から健康づくり組織育成事業を実施しています。

事業内容は、地域の健康づくりの核となるリーダーの育成と、ウォーキング、体操、栄養・歯科保健等の健康づくり自主活動グループの育成支援です。